

規 則

埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則及び埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

埼玉県公安委員会規則第4号

埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則及び埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

第1条 埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(平成4年埼玉県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「法」を「法令」に改める。

第3条に次の1項を加える。

4 公安委員会は、埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例第39号)第30条第2項の規定に基づき、埼玉県暴力団排除条例第30条第1項の規定による命令を警察署長に委任する。

(埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第2条 埼玉県暴力団排除条例施行規則(平成23年埼玉県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第30条」を「第30条第1項」に改める。

第11条第2項を削り、第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

様式第10号(1面)を次のように改める。

第 号

年 月 日

中 止 命 令 書

殿

印

命令を受ける者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	

前記の者に対し、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第30条第1項の規定により、次のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

様式第11号中「第11条第3項」を「第11条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。